

# 第3子いきいき子育て応援事業のご案内

3人目以降のお子さんを出生された保護者または、3人目以降のお子さんが小学校・中学校に入学された保護者に、赤穂商工会議所が発行する「第3子いきいき子育て応援商品券」を支給します。

## 【支給の対象となる人】

市内に住所を有し、次のいずれかに当てはまる人

- ①第3子以降の子を出生された保護者
- ②第3子以降の子が小学校または中学校に入学した保護者

※申請時点で、対象となる子以外に2人以上の兄弟（22歳に到達後、最初の3月31日を迎えるまでの子）を養育していることが必要です。

## 【支給金額】

次の金額を赤穂商工会議所が発行する商品券で支給します。

- ①出産祝金：50,000円
- ②入学祝金：30,000円



## 【申請に必要な書類】

- (1) 出産・入学祝金支給申請書
- (2) 保護者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- (3) 対象となる子の兄弟が大学生年代の場合は、その兄弟が保護者に養育されていることが確認できる書類（在学証明書、学生証など）

※兄弟が児童手当の第3子以降加算の算定（カウント）対象に該当している場合は、(3)の提出を省略することができます。

## 【申請方法】

上記の必要書類を揃えて、子育て支援課窓口または郵送により提出してください。

※郵送の場合は、【申請に必要な書類】の(2)、(3)の写しを同封してください。

支給申請書は市ホームページからダウンロードすることができます。

## 【申請期限】

- ① 出産祝金：誕生日から1年以内
- ② 入学祝金：令和7年4月30日（水）まで

## 【お問い合わせ・提出先】

〒678-0292 赤穂市加里屋81番地

赤穂市役所子育て支援課 TEL：43-6808 FAX：43-7138

Mail：kosodate@city.ako.lg.jp



市ホームページ